

平塚市小規模保育事業A型整備運営事業者募集要項

1 募集目的

平塚市では、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行に伴い、教育・保育等の量の見込みと確保方策を定めた「平塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消に向けた取組を進めており、今後の保育需要を勘案し小規模保育事業の整備運営事業者候補者を公募するもの。

2 運営開始日

令和2年4月1日

3 応募資格

平成31年4月1日時点で、次の全ての条件を満たすこと。

- (1) 次のいずれかの条件を満たす事業者
 - ア 平塚市内で認可保育所を3年以上安定的に運営している事業者
 - イ 平塚市内で幼稚園を3年以上安定的に運営している事業者
 - ウ 平塚市内で幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を3年以上安定的に運営している事業者
 - エ 神奈川県内で小規模保育事業を1年以上安定的に運営している事業者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を、児童福祉法及びその他関係法令を遵守して適正に運営できる事業者であること。
- (3) 平塚市から入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- (4) 納付すべき税を滞納していないこと。
- (5) 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (6) 法人格を有すること。
- (7) 直近の会計年度において、小規模保育事業を経営する事業以外の事業を含む全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

4 募集する小規模保育事業の区分

小規模保育事業の区分は、平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号。以下「条例」という。）に規定する小規模保育事業A型とする。

5 開設場所の条件

(1) 募集地区および募集数

ア 募集地区

J R 平塚駅周辺（桃浜町、松風町、八重咲町、代官町、宝町、老松町、八千代町、宮の前、明石町、見附町、天沼、宮松町、浅間町）

イ 募集数

1 施設程度

※施設数は、予算等により変更することがある。

※同事業者での申請は1申請までとする。

(2) 周辺の環境が小規模保育事業所として支障がないこと。

(3) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる建物であること。

(4) 屋外遊戯場が確保できない場合は、小規模保育事業所の近くに代替えとなる公園があること。

6 整備手法

本募集要項で募集する小規模保育事業は、次の方式とする。なお、事業者自ら不動産を確保すること。

方式：賃借方式

既存建物を事業者が賃借し、改修することにより小規模保育事業を運営する方式とする。現在建築中の建物及び今後建築予定の建物を賃借し、改修する方式も可とする。なお、賃貸期間は開所日から10年以上担保されていること。

7 施設の条件

(1) 整備する小規模保育事業所は、児童福祉法、条例、平塚市小規模保育事業の認可に係る審査基準及びその他関係法令を満たすこと。また、平塚市小規模保育事業の認可に係る行政指導指針（以下「行政指導指針」という。）を満たすよう努めること。ただし、社会福祉法人及び学校法人以外の者は、行政指導指針第4条については、児童福祉法第34条の15第3項第1号から第3号に規定する経済的基礎等の基準となるので遵守すること。

(2) 賃借する建物が建築基準法（昭和25年法律第201号）の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。また、賃借する建物が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施し問題が無いもの（I s 値0.6以上、またはI w 値1.0以上）、または耐震補強済みのものとする。

(3) 建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）、その他関係法令の要件を遵守していること。（検査済証又は「建築確認台帳の記載事項証明」を添付すること。）

※検査済証がない場合：「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月2日 国住指第1137号）」に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できる書類を添付すること。

8 運営の条件

(1) 定員規模

9名以上19名以下

(2) 年齢別定員

0歳児から2歳児の各年齢でそれぞれ3名以上の受入定員を設定し、定員設定にあたっては、上の年齢の定員を上回らないことを原則とする。

(3) 入所受入児童

生後6か月から2歳児（原則）

※生後6か月より前からの受入を提案することは可能とする。

(4) 管理者

条例第30条に定める職員配置とは別に実際に小規模保育事業所の運営管理の業務に専従する常勤の管理者（園長）を配置すること。

(5) 開所時間

月曜日から土曜日の午前7時から午後6時まで

(6) 延長保育

保育標準時間認定に係る延長保育は月曜日から金曜日の午後6時から午後7時までを基本とする。平日及び土曜日の午後8時までの延長保育を提案することは可とする。

(7) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日とする。

(8) 給食

ア 完全給食とすること。

イ 施設内調理により給食を提供すること。（自園調理）

※「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発86号通知）を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとする。

※条例第17条を満たす場合は搬入施設において調理し搬入する方法も可とする。

(9) 送迎車両の停車スペース等の確保

近隣地域と交通問題を生じさせないようにすること。また、普通自動車や自転車で送迎することができるよう、駐車スペース及び駐輪スペースを確保するよう努めること。

(10) 連携施設

条例第7条に規定する連携施設については、事業者自ら確保すること。ただし、連携を依頼する前に保育課へ相談すること。

なお、令和2年3月31日までは必ず確保することを条件として、連携施設を確保していない提案も可とする。

(11) 近隣住民との良好な関係を確保すること。

なお、本募集における運営事業候補者として決定した後は、速やかに近隣住民に説明を行い、説明の経過を保管しておくこと。

(12) 嘱託医及び嘱託歯科医を置くこと。

(13) 調理員用便所、沐浴室及び医務スペースを確保すること。

9 補助金について

(1) 施設整備の補助金（予定）

賃借物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用については、国又は県の補助金交付要綱に基づき対象経費に対して4分の3を乗じて得た額（上限額2,400万円）を補助する。

なお、施設整備の施工業者決定にあたっては、平塚市の入札制度に準じること。施設整備の工事は令和元年度中に着手し、令和元年度中に完了すること。

(2) 賃借料の補助金（予定）

開設前の改修期間の賃借料の一部は前記9（1）に含めて補助する。運営開始後の賃借料は、告示による公定価格の賃借料加算により建物の賃借料について補助する。

(3) 運営費（予定）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び関係法令等に基づき、運営に係る費用を支払う。

10 手続きの流れ

(1) 事前相談【必須】

申請を予定している事業者は、申請手続きの前に必ず事前相談すること。

（事前相談がない場合は次の（2）の質疑及び（3）の申請は受付しない。）

※ 事前相談の日時は、電話で保育課に連絡の上予約すること。

ア 事前相談期間 令和元年5月15日（水）から令和元年6月7日（金）まで
午前8時30分から午後5時まで（土日休日除く）

イ 連絡先 平塚市健康・こども部 保育課 運営整備担当
電話 0463-21-8555

ウ 提出書類 事前相談依頼書、現地案内図、現地写真、計画平面図案、土地・建物の登記全部事項証明書（公図・地籍測量図含む）、既存運営

施設の概要がわかる資料、法人の概要がわかる資料

※事前相談時は原本ではなく写しを提出すること。

(2) 質疑・回答

本募集要項への質問を次のとおり受付する。なお、質問を提出できる者は、事前相談のあった事業者とする。

- ア 受付期間 令和元年5月15日（水）から令和元年6月7日（金）まで
午前8時30分から午後5時まで（土日休日除く）
- イ 質問方法 第7号様式「質問書」にて電子メール又は持参、郵便（必着）によるもののみ受付する。
なお、電話及び口頭での質問は受付しない。メールの件名には、公募に関する質問」と記載すること。これらの記載がない質問には回答しない。
(メールアドレス：h-unei@city.hiratsuka.kanagawa.jp)
- ウ 回答方法 受付した質問の回答は、令和元年6月14日（金）までに市ホームページ上に掲載する。

(3) 申請

申込書類は次のとおり受付する。書類の確認をするため、提出の日時は事前に電話で保育課に連絡の上予約すること。郵送での申請は受付しない。

- ア 受付場所 健康・こども部保育課 運営整備担当（平塚市役所本館1階101）
- イ 受付日時 令和元年5月15日（水）から令和元年7月3日（水）まで
午前8時30分から午後5時まで（土日休日除く）
- ウ 提出書類
(表紙) 提出書類一覧表
(ア) 申請書（第1号様式）
(イ) 法人の概要がわかるもの（履歴事項全部証明書（提出日直前3か月以内に発行されたもの。）、定款及びパンフレット等）
(ウ) 事業計画書（第2号様式）
保育所保育指針（平成29年度厚生労働省告示第117号）に基づく全体的な計画、年間指導計画、管理者予定者履歴書、連携施設を確保できる場合は連携施設を確保できていることを証明するもの（相手方（連携先）との連携内容を記載した覚書、誓約書等）を添付
(エ) 整備予定事業所の案内図・配置図・平面図
案内図は、園庭代替地の位置を記載（園庭がある場合を除く）。配置図は、駐車場・駐輪スペース・ベビーカースペース・園庭・プールのスペースが有る場合はそれらの位置を記載。平面図は、事業所内の諸室配置及び保育室の面積（壁芯面積及び有効面積）を記載。

- (オ) 土地・建物の全部事項証明書
公図・地籍測量図を含む
- (カ) 整備予定場所の現況写真
正本・副本ともにカラー写真
- (キ) 整備スケジュール
様式任意。入札時期、開発許可・開発工事、建築確認、建築工事などの期間がわかるよう記載。
- (ク) 賃借物件の概要が分かるもの
重要事項説明書等。
- (ケ) 新耐震基準の適合状況が分かるもの
建築検査済証（又は建築確認台帳の記載事項証明）、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は耐震診断結果がわかるもの
- (コ) 選定された場合に確実に賃借できることを証明するもの（覚書、誓約書等）
所有権者との仮契約書など。契約の相手方が所有権取得予定者の場合は、相手方が確実に所有権を取得できることを証明するのを含む。
※賃借期間と賃借料の月額を明記すること。
- (サ) 資金計画書（第3号様式）
借入金の償還計画表、残高証明書を添付
- (シ) 収支予算書（第4号様式の1～第4号様式の3 開所から3年度分）
※内閣府ホームページに掲載されている公定価格の試算ソフトを参考に試算すること。
(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>)
- (ス) 法人決算書
直近3年分
- (セ) 納税証明書の写し
国・都道府県・市町村へ納付すべき税の未納がないことを証明するもの
(国税の場合：納税証明書その3の3)
(都道府県・市町村の場合：納税証明書など)
※不明な場合は税務署等で確認すること。
- (ソ) 既設保育園等の概要（第5号様式）又は既設幼稚園の概要（第6号様式）
※既設保育園等（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業）を運営している場合は第5号様式を、幼稚園のみ運営している場合は第6号様式を使用すること。
- (タ) 既設保育園等又は既設幼稚園の決算書（直近1年分）
※第5号様式又は第6号様式に記載した施設について提出すること。
- (チ) 既設保育園等又は既設幼稚園の直近の所管官庁監査結果の写し（直近1回分）
※指摘事項がある場合は、その後の改善状況等について確認するため、改善報告書

類を併せて提出すること。

※第5号様式又は第6号様式に記載した施設について提出すること。

※(リ)～(フ)について

既設で認可保育所等（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業）を複数運営している場合は、(カ)既設保育園等の決算書（直近1年分）及び(キ)所管官庁監査結果写し（直近1回分）が提出できる施設のうち、平塚市に近い園（平塚市内で複数運営している場合は平塚市内のいずれかの園）について記入すること。

※申請書類の様式は、平塚市ホームページからダウンロード可

※上記(ア)～(フ)の他に、市長が必要と認める書類の追加提出を求める場合がある。

エ 提出部数 正本1部及び副本6部

1部ずつA4のフラットファイル等に綴り、(ア)から(フ)の番号のインデックスを貼付すること。

※副本は申請者が特定できるような表記（法人名、法人所在地、施設名、個人名等）を修正テープ等でマスキングしたものをコピーして提出すること。

11 運営事業者の選考と決定

運営事業者は、私立認可保育所等整備事業者審査選考委員会の選考を経て平塚市長が候補者を決定する。選考の流れは次のとおりとする。なお、応募があった場合でも審査の結果により運営事業者を選定しないことがある。

(1) 応募資格審査

提出された申請書類については、応募資格審査を行う。

なお、応募資格審査の合否については文書にて通知する。

(2) 選考

応募資格審査に合格した場合には次の評価項目に基づき選考を行う。選考方法は申請書類の審査及びヒアリングとする。

ヒアリングの日程については別途通知する。（申請者数によりヒアリング日程が変更となる場合がある。）

なお、選考委員会は非公開とする。

（選考の評価項目）

○法人運営・保育業務（資金計画及び財務状況、法人運営・施設運営の適正度、応募動機、保育理念、保育所整備に関する基本的計画（保育所概要、土地・建物概要、賃借概要、連携施設）、保育内容に関する基本的計画（目標、全体的な計画、指導計画、行事予定）、特別保育等、障がい児の受け入れ）

○安全・衛生

○給食

○保育体制

○その他(家庭及び保護者対応、近隣住民との良好な関係、苦情処理体制、その他提案)

※ヒアリングに先立ち、運営している既施設を確認する場合がある。

(3) 結果

選考結果については、8月中旬に全ての申請者に文書にて通知する。

(4) 申請書類の公開

平塚市情報公開条例(平成14年条例第24号)における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合がある。

ただし、事業者の正当な利益を害すると判断されたものは公開の対象とはならない。

12 スケジュール(想定)

開所までのスケジュール概要は次のとおりとする。なお、スケジュールは変更する場合がある。

令和元年	5月15日	事前相談・質問・申請受付開始
	6月7日	事前相談・質問受付終了
	6月14日	質問に対する回答期限
	7月3日	申請受付終了
	7月下旬～8月上旬	ヒアリング、選考
	8月中旬	選考結果通知発送
	9月～	認可事前協議
	12月頃～	施設整備工事入札・着工
令和2年	1月～3月	認可申請・現地確認、竣工、開設準備
	4月1日	開所

13 その他

- (1) 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (2) 必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 応募に関して必要となる費用は申請者の負担とする。
- (4) 申請者の提出書類の著作権は、それぞれ作成した申請者に帰属する。なお、選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、無償で提出書類の一部を使用できるものとする。
- (5) 施設整備及び賃借料の補助金については、国県の補助金を活用するため、当該補助金の交付決定が受けられない場合は事業を中止する場合がある。
- (6) 運営法人候補者決定後に、申請内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになった場合、申請内容どおりの履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場

合は、選定結果を取り消す場合がある。また、提案した計画地での事業ができないこととなった場合は選定を取り消す。

- (7) 平塚市内で幼稚園、認可保育所、認定こども園を運営している者が応募する場合は、本募集の小規模保育事業所の開設により運営中の当該施設の定員を減らさないこと。
- (8) その他、関係法令等を遵守するとともに、この募集要項に定めのない事項は、その都度、運営事業者と市で協議の上、定める。

(問合せ先)

平塚市健康・こども部保育課運営整備担当

電話 0463-21-8555 (直通)

FAX 0463-21-9738

E-Mail h-unei@city.hiratsuka.kanagawa.jp